# 周布地区タウンミーティング開催報告

【日 時】令和5年2月9日(木)13:30~15:00 【場 所】周布公民館 2階会議室

【参加者】周布地区連合自治会長など全19人

市長、公民館長、環境部長、衛生課長

【次 第】1 開会 2 挨拶(周布地区連合自治会長)

3 市長挨拶·事業説明(別添資料)

4 事業説明:テーマ「ごみ減量対策」

5 まとめ・閉会

## 概要

## 【自治会長挨拶】

ごみ問題が大きく変わろうとしており、地域、自治会としても整理していかなければならない。本日は、ご質問等をいただきながら、意見交換をしたい。

## 1 西条市のごみの現状

・西条市の1人1日当たりのごみ排出量(生活系ごみ)は、愛媛県の平均を大きく上回り、 県内11市中ワーストの状況が続いている。

(令和元年度の数値:愛媛県…663g/人・日 西条市…752g/人・日)

・リサイクル率は、愛媛県の実績値を大きく下回り、県内11市中ワースト2位である。 (令和元年度の数値:愛媛県…16.5% 西条市…8.7%)

・ごみ処理事業にかかる歳入総額は約7,500万円、歳出総額は約11億1,800万円である。 歳出のうち約10億4,300万円は一般財源から補填しており、今後、老朽化する道前クリーン センターの整備には、大規模な修繕経費が必要となる。

# 2 新たなごみの減量に向けた施策

- ・本市のごみ処理行政における、目指す姿『豊かな自然環境を育む循環型社会形成推進都市・ 西条』を実現するため、次の3つの基本方針に基づき、取り組みを展開する。
  - ①循環型社会を目指して3R(リユース、リデュース、リサイクル)を推進する
  - ②ごみ処理に係る環境への負荷を可能な限り低減する
  - ③市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりに取り組む
- ・取り組みを検討するため、「廃棄物減量等推進審議会」および「使用料等審議会」を設置し これまで実施されていなかった家庭系ごみの有料化、粗大ごみの戸別収集、プラスチック性 容器包装類の分別収集・再資源化推進、資源ごみの分別収集体制の強化について取り組むべ きとの答申をいただいた。
- ・そこで、令和5年4月から【家庭系ごみの有料化】、【粗大ごみの戸別収集】、【資源ごみ等の拠点回収】を開始することとした。(令和4年9月議会にて可決)

# (1) 家庭系ごみの有料化

- ・ごみの排出量に応じてごみ処理費用の一部をごみ処理手数料としてご負担いただくもの。 (国が作成する「一般廃棄物処理有料化の手引き」を参考とする)
- ・有料化によって、ごみの減量と資源化の推進、排出量に応じた負担の公平性、ごみ処理費用 の削減が図られる。
- ・「もえるごみ」・「もえないごみ」(それぞれ指定袋1枚当たり大45円、中30円、小20円を 10枚セットで販売)「粗大ごみ」(処理券1枚当たり300円)を購入いただく。(令和5年3月 から販売開始)
- ・現在使用している指定袋は、新しい制度開始後も令和7年3月31日までは使用可能。現在の 粗大ごみ処理券は使用年度が限られているので、使用できない。

## (2) 粗大ごみの戸別収集

- ・現状では、指定の日にごみ収集場所まで出していただく必要があるが、4月以降は、事前に 申し込みを受け付け、指定された日時に収集業者が自宅の玄関先まで粗大ごみを取りに伺う ようになる。
- ・これにより、ごみ出し困難世帯の負担の軽減、排出者責任の明確化、地域負担の軽減と不法 投棄の抑制が図られる。
- ・手数料は、重量や形状により品目(種類)ごとに3つのランク(小300円、中600円、大900 円)を設けている。収集日には、対象のごみに必要枚数分の処理券を貼り付け、自宅前など に朝8時までに出していただく。

## (3) 資源ごみ等の拠点回収

- ・現状の資源ごみ回収体制に加え、新たに資源ごみ・危険ごみを回収する拠点を設けるもの。
- ・これにより、ごみの減量化と再資源化率の向上、資源ごみの持ち去り対策、危険ごみ混入の 低減が図られる。
- ・回収品目は、缶(飲食用のみ)、古紙、ペットボトル(PET表示あり)、充電池(リチウムイオン電池・小型充電式電池など)、水銀系ごみ(蛍光灯や体温計など)。
- ・新たな拠点は、本庁、西部支所、サービスセンター(小松・丹原)、各公民館(中央、西条 市之川、丹原、小松を除く24か所)

# 3 令和5年4月1日以降のごみ収集(周布地区の変更点)

- ・「もえないごみ」:月曜日 ※変更なし
- 「粗大ごみ」:戸別回収を実施 「乾電池」:「もえないごみ」の収集日
- ・「資源ごみ」「危険ごみ」:拠点回収を追加

(西部支所、周布公民館などの開館日、開館時間内に実施)

## 4 有料になるごみを減らすには

- ・もえるごみのうち、多くを占めるのが「厨芥類」(生ごみなど)36.5%、「紙類」32.8%、 「プラスチック類」15.7%である。
- ・家庭から出される生ごみは約半分が水分とされる。水分をよく切ることや食材を使い切る ことを意識していただきたい。また、市では生ごみ処理容器(コンポスト)などの購入補助 を行っている。
- ・紙ごみのほとんどは、菓子箱や封筒、はがきなど再生できる。資源ごみ(古紙)に分別すれ ば無料で回収できる。
- ・ごみを分別することで、減量につながり、指定ごみ袋の購入負担を軽減することができる。 ごみの減量、資源化にご協力いただきたい。
- ・プラスチックごみの中にも再生できるものが含まれる。飲料用(酒、醤油なども含む)ペッ トボトルは、キャップを除き中をすすいで資源ごみとして回収できる。また、市内スーパー では、購入したペットボトルや食品トレーを店舗で回収しているところもある。

## 家庭ごみ分別ガイドブック(保存版)の説明

・令和5年4月からの制度変更に伴い、新たな分別ガイドブックを広報紙2月号と一緒に全戸 配布している。

#### ≪分別基準の変更点≫

- ・ティッシュペーパーの箱(縦26cm×横11cm×高さ6cm)より小さいプラスチック類(例: CD、カセットテープなど)はもえるごみで出せる。
- ・ティッシュペーパーの箱より大きいプラスチック類(例:レターケース、バケツなど)は、 もえないごみで出し、指定袋に入れて口を縛れないもの(例:たらいなど)は粗大ごみで 出す。
- ・剪定木(幹の太さ3cm未満)は指定袋に入れ、もえるごみで出す。(袋に入っていない束状 での収集はできなくなる)
- ・陶器・焼物(食器、茶碗、土鍋など)や植木鉢は、指定袋(大サイズ)に入れ、10kg程度 以内のものは、もえないごみで出せる。多量の場合は、埋め立てごみとなるため、市役所 で許可を受け、最終処分場へ搬入いただく。
- ・園芸用の支柱は、切断して指定袋に入るものであれば、もえないごみで出せる。
- ・びんは、飲料用に加え化粧用のびんも資源ごみの日に収集できる。ただし、乳白色のびん や汚れたびんは、もえないごみで出す
- ・その他、50音順に品名と分別区分、出し方を載せているので保存版としてガイドブックを 活用いただきたい。

#### 参加者の発言要旨

## 市の発言要旨(及び対応)

## ごみ排出の現状と対策

西条市の1人1日当たりのごみ排出量が県下ワーストということだが、この原因をどう分析しているのか。

また、有料化の他にごみ減量の方策をどう考えているか。

これまで無料でごみ袋と粗大ごみ処理券を各世帯に配布していた。道前クリーンセンターの設備もプラスチックごみの分別にはまだ至っていない。分別の体制やごみに対する啓発活動が不十分であった。

今回、有料化(出す量に応じた手数料)を実施し、処理費用の一部をご負担いただく。現在、出前講座を80回実施しており、皆さんの費用負担を減らすためにも、減量に取り組むよう啓発していきたい。生ごみ処理機購入費用の補助や古紙、ペットボトル等の回収拠点を設置するなど、資源化を進めていく。

# 有料化の検証、減免

有料化しても、ごみが減量されなかった場合、この対策は失敗ということで、また無料に戻すのが適当だと考えるがどうか。

また、物価が上がっている中で、ごみ袋の値上げはしないようにお願いしたい。非課税世帯にも手数料を課すことになれば、税金を払うことと同等だと考える。非課税、低収入の世帯への免除などの方法は考えないのか。

PDCAサイクルの中で、当然、結果はチェックしていくべきだと考える。有料化によってごみが減量になると考え取り組んでいる。減らなかった場合は、別の対策を考えなくてはならない。

新しい指定袋の販売金額は、1リットル1円の換算で開始させていただく。今のところでは値上げを考えていない。非課税世帯への対応も議論したが、別の方法で支援を行っており、有料化を実施する他市の例も参考に、従量制(出したごみの重さに応じた負担)の原則のもと、一律の対応とした。

## 大物プラスチック(もえないごみ)の分別

プラスチック類の分別で、ティッシュペーパーの箱より大きいものは、砕いて小さくすればもえるごみで出して良いのか。

基本的に品目によって分別するので、プラスチック類の大きなものを砕いて小さくすることはご容赦いただきたい。 (コード類やブルーシートは切断して出す)

## ごみステーション等の管理

ごみステーションに残されたごみの後片づけをするために、ごみ袋を消費する際は各自治会で用意しなければならないのか。

また、集会所や地域の公園清掃でごみ袋を要する場合もある。枯葉や枝などを多量に出す場合は、軽トラに積んで直接クリーンセンターに搬入しているので、処理は適切に行っているが、ごみ袋をたくさん要するので、提供をご検討いただきたい。

おそらく地区外の人で、粗大ごみを指定された収集所(公民館)ではなく、ごみステーションに置き去りにする人がいる。当番の時に持ち帰り、自分の処理券を貼って指定のところに出しなおした。

今後、処理券にもお金がかかるようになる。 このような違反(不法投棄)がなくなると思え ないが、投棄されたものは市が処理するのか。 有料化後も、ごみステーション管理用として 袋の配付を考えている。地域性、ボランティア 性の高い清掃活動などは、事前に内容を伺って 必要に応じて提供する予定である。

清掃などで、一度に多量のごみを出す場合は、通常の家庭ごみと区別していただきたい。 事前に連絡いただければ、個別に回収が可能。

ステーションの管理は、ごみを出す方々においてお願いしている。不法投棄であれば、連絡いただき、市も協力し対応したい。

自治会員以外がごみステーションを利用する場合には、管理運営に携わっていただいたり、相応の負担をいただくなど、ごみを出す方々によってルールを決めている状況である。

## 既存のごみ袋の使用

現在のごみ袋のストックが2年間(令和7年3月末まで)使用できるとのことだが、期限後余った場合はどうすれば良いか。

回収方法は未定だが、市で回収し、ボラン ティア清掃などで活用させていただきたい。基 本的に、ごみ袋がごみにならないように考えて いる。

## 参加者の発言要旨

## 市の発言要旨(及び対応)

## 不法投棄(野焼き)の対策

不法投棄や野焼きへの対策として、監視パトロール、看板の設置が挙げられているが、その 財源は何か。

また、有料化によって野焼きが増えることを 懸念している。住民からの通報体制はどう考え ているか。

野焼きは禁止と言うが、以前警察から、畑(農業)で出たものやお寺の境内での焚き上げは例外だと聞いた。新聞紙など一般の廃棄物は燃やしてはいけないとのことだが、市の見解は。

ごみ処理には約11億円がかかっているが、ご み有料化手数料により、約1億円の収入を見込 んでいる。これらを充てながら対策を講じた い。

廃棄物処理法の中で、通常の処理ができるものを野焼きすることは禁止されており、警察でも厳しく取り締まっている。一部例外はあるものの、市では近隣住民から「煙たい」などの苦情が寄せられた場合に、なるべく現場に行って、近所迷惑になるためやめるように言う対応になろうかと思う。

## 粗大ごみの回収申し込み、回収場所

粗大ごみの戸別回収は、どれくらいのスパンで申し込めるのか。玄関先で回収するとのことだが、道路にはみ出すなどで通行の妨げにならないようにしていただきたい。マンションなどで、玄関先がない場合の対応は。

予約の際にオペレーターが住宅地図を見ながら、住所を確認している。出す人の責任において、通行の支障にならない場所を確保していただくようになる。予約時に空いている日時から、回収日を決める。スパンをはっきり決めてはいないが、1度に10点まで回収できる。

## ごみ出し困難世帯への支援

高齢者世帯が増え、ごみを捨てること自体が 困難なお年寄りがいる。朝の8時までに出すのが 難しいことを考慮いただき、何か対策を考えて ほしい。

松山市では要介護1以上の独居高齢者を対象に市が訪問してごみ収集を始めると聞いた。

ご提案いただいたことは課題だと認識している。西条市では、まずはごみの分別、減量に取り組んでいきたい。今回、家庭系ごみの有料化、粗大ごみの戸別収集をスタートさせ、今後、ごみ出し困難な方への支援のあり方を検討していく。

#### 資源化の取り組み

持続的であるかどうかが問題だと思う。例えば木材を粗大ごみではなく、砕いて燃料にするなどで資源化させるための取り組みはどうか。

おっしゃるように、ごみを収集した後、クリーンセンターでリユース、リサイクルさせられるような継続した循環が理想的だが、現在の西条市の状況ではなかなか難しい。

ごみを出す市民の皆さん一人ひとりができる ことから始めていただきたい。

## 【まとめ】

<市長> 私たちの生活に密着に関係するごみ問題は、ステーションの管理を含め、皆さんにご 負担をかけている。感謝申し上げる。

持続可能な制度のあり方のために見直しをかけていく。まず、これからスタートということでご協力いただきたい。

<連合自治会長> 自治会としても皆さんと協力し合い、より良い地域にしていきたい。

<当日の様子>







